

令和5年3月10日

保護者の皆様へ

公立保育幼稚園課長

公立保育所・幼稚園におけるマスク着用の基本的な取扱いについて

平素は、本市の子ども・子育て支援施策並びに新型コロナウイルス対策にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在の新型コロナウイルス対策として、国においても、令和5年5月8日からは新型コロナウイルスを感染症法上の5類に位置づける方針が決定されている中、国からの通知により、就学前児童施設におけるマスク着用の考え方を見直す方針が示されたところです。これらの方針や、本市新型コロナウイルス対策本部の方針を受け、本市就学前児童施設における、通常保育時のマスク着用の取扱いを下記のとおり変更させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. マスク着用の基本的な取扱いについて

○園児については、マスクの着用を求めない

※基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する園児に対しては、本人の意思に反してマスクを外すことを強いることがないよう適切に配慮いたします。

○職員については、マスク着用を推奨する

※本市新型コロナウイルス対策本部の方針では、職務中における職員のマスク着用の取扱いについて、市民を守る観点、及び業務の継続性を確保する観点から、当面の間、「市民対応が必要な場合においては、マスク着用を推奨する」という取扱いを基本としており（着用は強制しない）、本市就学前児童施設の職員についても、同様の取扱いとします。

○保護者については、個人の判断に委ねる

○施設内において感染が拡大している場合等については、感染対策上または運営上の理由等により、園児、保護者及び職員にマスクの着用をお願いする場合がある

2. 適用日

上記の取扱いは、令和5年3月13日（月）から当面の間の適用としますが、国の動向等により、取扱いを変更する場合があります。

枚方市役所 子ども未来部 子育て支援室
公立保育幼稚園課
TEL：072-841-1473（直通）
FAX：072-841-4319
E-mail：k-hoyou@city.hirakata.osaka.jp
〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20